

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL  
NCIL OTARUCITYCOUNCIL  
ILO TARUCITYCOUNCIL  
LOTARUCITYCOUNCIL  
OTARUCITYCOUNCIL  
TARUCITYCOUNCIL  
RUCITYCOUNCIL  
UCITYCOUNCIL  
CITYCOUNCIL  
ITYCOUNCIL  
TYCOUNCIL  
YCOUNCIL  
COUNCIL  
NCIL  
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和 5 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会 議 案

令和 5 年度小樽市一般会計補正予算

令和 5 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 796,223 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,815,310 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 13,477,593	千円 519,236	千円 13,996,829
	1 国庫負担金	10,286,969	2,250	10,289,219
	2 国庫補助金	3,162,662	516,986	3,679,648
18 道支出金		3,957,483	4,016	3,961,499
	1 道負担金	3,120,427	1,125	3,121,552
	2 道補助金	630,970	2,891	633,861
20 寄附金		932,000	3,689	935,689
	1 寄附金	932,000	3,689	935,689
21 繰入金		1,347,472	199,282	1,546,754
	1 基金繰入金	1,347,472	199,282	1,546,754
24 市 債		3,747,000	70,000	3,817,000
	1 市 債	3,747,000	70,000	3,817,000
歳 入 合 計		60,019,087	796,223	60,815,310

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		3,055,696	115,600	3,171,296
	1 総 務 管 理 費	2,768,683	110,769	2,879,452
	3 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳 費	77,552	4,831	82,383
3 民 生 費		26,279,294	114,152	26,393,446
	1 社 会 福 祉 費	13,669,008	60,883	13,729,891
	2 児 童 福 祉 費	5,575,046	50,763	5,625,809
	3 生 活 保 護 費	6,772,622	2,506	6,775,128
4 衛 生 費		6,105,816	92,537	6,198,353
	2 保 健 所 費	1,815,428	80,437	1,895,865
	3 清 掃 費	2,005,014	12,100	2,017,114
5 労 働 費		54,721	9,702	64,423
	1 労 働 諸 費	54,721	9,702	64,423
7 商 工 費		1,984,558	304,939	2,289,497
	1 商 工 費	1,984,558	304,939	2,289,497
8 土 木 費		5,760,298	17,740	5,778,038
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,959,169	17,740	2,976,909
10 教 育 費		3,256,502	141,553	3,398,055
	1 教 育 総 務 費	108,084	2,689	110,773
	3 中 学 校 費	423,510	60,000	483,510
	4 学 校 給 食 費	436,274	75,864	512,138
	5 社 会 教 育 費	515,473	3,000	518,473
歳 出 合 計		60,019,087	796,223	60,815,310

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
観光客動態調査事業費	令和6年度	5,203

(変更)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
ごみ収集車購入経費（パッカー車）	16,560	19,187

第3表 市債補正

(変更)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
民間保育施設等整備支援事業費	61,400	71,400
義務教育施設整備事業費	800,800	860,800

令和 5 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 5 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 993 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,459,418 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 収 入		千円 72,744	千円 993	千円 73,737
	4 雑 入	7,500	993	8,493
歳 入 合 計		2,458,425	993	2,459,418

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 122,883	千円 993	千円 123,876
	1 総 務 管 理 費	114,798	993	115,791
歳 出 合 計		2,458,425	993	2,459,418

令和 5 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 5 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度小樽市病院事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第 1 款 資本的収入	756,927千円	7,000千円	763,927千円
第 4 項 寄 附 金	一千円	7,000千円	7,000千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,057,049千円	7,000千円	1,064,049千円
第 4 項 積 立 金	1千円	7,000千円	7,001千円

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉



小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「又は法第 2 8 条の 5 第 1 項若しくは法第 2 8 条の 6 第 2 項」を削る。

(小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務に係る時間について同項の規定によりその例によることとされる給与条例第 1 6 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項中「第 1 項に規定する市長が別に定める割合」とあるのは、「1 0 0 分の 1 0 0」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正前の小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例第3条の規定は、小樽市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年小樽市条例第31号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（同条例附則第5条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）に関する規定として、なおその効力を有する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正による暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴い、関係条例の整備を行うためであります。

小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例

小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（令和 4 年小樽市条例  
第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条中「及び同条例附則第 2 項の規定」を削る。

附則第 5 条第 1 項中「及び附則第 3 項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、定年の引上げに伴う企業職員である暫定再任用  
短時間勤務職員の待遇改善を図る目的で、その勤勉手当を支給するためであり  
ます。

小樽市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例

小樽市税条例（昭和 2 5 年小樽市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 2 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 2 4 条の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は同条第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項

の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法施行規則で定めるところにより、前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

第28条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第30条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「理由」を「事由」に改める。

第30条の10第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第30条の11第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第30条の14において同じ。)」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第30条の15第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第64条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第16条の2の10第2項中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第16条の3に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第16条の4中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第33条の2第4項及び第35条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第64条第1号エの改正規定並びに附則第16条の3に1項を加える改正規定及び附則第16条の4中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に1項を加える改正規定並びに附則第3条及び第4条第1項（改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）附則第35条第3項に係る部分を除く。）の規定 公布の日

(2) 第24条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(3) 附則第16条の2の10第2項の改正規定 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき同条第1項に規定する給与（以下この項において単に「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を

受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和4年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第64条第1号エ及び附則第35条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第33条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による森林環境税の導入及び地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税を個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収する旨を規定するなど、関係規定を整備するとともに、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を講ずるほか、令和5年度税制改正に伴う所要の改正等を行うためであります。



小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 0 号の次に次の 1 号を加える。

(90)の 2	建築基準法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	機械室等に係る建築物の容積率の特例認定申請手数料	42,000円
---------	--	--------------------------	---------

別表第 9 4 号の次に次の 1 号を加える。

(94)の 2	建築基準法第 5 5 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	第一種低層住居専用地域等内の建築物の高さの特例許可申請手数料	180,000円
---------	--	--------------------------------	----------

別表第 9 5 号中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 4 項各号」に改め、  
同表第 9 7 号の 4 の次に次の 1 号を加える。

(97)の 5	建築基準法第 5 8 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区内の建築物の高さの特例許可申請手数料	180,000円
---------	--	------------------------	----------

別表第111号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表第111号の2中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築許可申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の許可申請手数料」に、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表第111号の3中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「建築許可申請手数料」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に、「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正により、住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度が新設されたことなどに伴い、当該認定に係る申請手数料等を新設するとともに、既存の申請手数料に係る対象行為を拡充するほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成 2 6 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「基準内閣府令」を「基準府令」に改める。

附則第 2 項の見出し中「基準内閣府令」を「基準府令」に改め、同項中「基  
準内閣府令」を「基準府令」に、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事  
業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する  
内閣府令（令和 4 年内閣府令第 6 5 号）」を「こども家庭庁設置法及びこども家  
庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本  
府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 3 3 号）」に、「一  
部改正内閣府令」を「一部改正府令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令  
のとおり適用させるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第 3 条中「基準省令附則第 6 条」を「基準府令附則第 6 条」に、「基準省令附則第 8 条」を「基準府令附則第 8 条」に、「基準省令第 29 条第 2 項又は基準省令」を「基準府令第 29 条第 2 項又は」に改める。

附則第 2 項の見出し中「基準省令」を「基準府令」に改め、同項中「基準省令」を「基準府令」に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 175 号）」を「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用させるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年小樽市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 4 条の見出し中「基準省令」を「基準府令」に改める。

附則第 2 項の見出し中「基準省令」を「基準府令」に改め、同項中「基準省令」を「基準府令」に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 7 5 号）」を「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用させるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市駐車場条例の一部を改正する条例

小樽市駐車場条例（昭和 5 1 年小樽市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表小樽市駅横駐車場の項の次に次のように加える。

小樽市堺町観光バス駐車場	小樽市港町 7 番
--------------	-----------

第 2 条の 2 中「及び小樽市駅横駐車場」を「、小樽市駅横駐車場」に改め、「駅横駐車場」という。）の次に「及び小樽市堺町観光バス駐車場（以下「堺町観光バス駐車場」という。）」を加える。

第 2 条の 4 第 1 号中「駅前広場駐車場等」を「駅前広場駐車場及び駅横駐車場」に改める。

第 4 条中「全長 4. 9メートル以内で、かつ、全幅 1. 9メートル以内である自動車」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号及び 1 項を加える。

- (1) 堺町観光バス駐車場以外の駐車場 全長 4. 9メートル以内で、かつ、全幅 1. 9メートル以内である自動車
- (2) 堺町観光バス駐車場 自動車登録規則（昭和 4 5 年運輸省令第 7 号）別表第 2 に規定する人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上の普通自動車で、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号ロに規定する

一般貸切旅客自動車運送事業を行うもの

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認め、あらかじめ市長の承認を得たときは、堺町観光バス駐車場に同項第1号に規定する自動車を駐車することができる。

第7条の2第4項の表に次のように加える。

堺町観光バス 駐車場	時間制による 駐車場利 用料金	(1) 第4条第1項第2号に規定する自動車を駐車する場合 駐車後24時間までごとに2,000円  (2) 第4条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号に規定する自動車を駐車する場合 駐車後1時間までごとに300円、駐車後3時間を超え24時間までごとに1,000円
---------------	-----------------------	---

付則第5項中「「附則第3項」を「、「付則第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、付則第5項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第7条の2の規定による堺町観光バス駐車場に係る利用料金の額の承認その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、新たに堺町観光バス駐車場を設置し、その管理を指定管理者に行わせるとともに、利用料金制を導入するほか、所要の改正を行うためであります。



小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例

小樽市火災予防条例（昭和 4 8 年小樽市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 2 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部がないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第15条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第15条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と」を「コネクタが」に、「の接続部に電圧」を「に接続され、電圧」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部品をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第27条第3項を削り、同条第4項第2号中「。この場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。」を「（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。）」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号

にあつては国際標準化機構が定めた規格第 7 0 0 1 号又は日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものとしなければならない。

第 2 7 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 4 から別表第 7 までを次のように改める。

別表第 4 から別表第 7 まで 削除

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 7 条及び別表第 4 から別表第 7 までの改正規定並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の小樽市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 1 5 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 2 7 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 7 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 3 3 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 附則第 1 項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 2 7 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第 4 項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限撤廃等を行うとともに、喫煙所における標識の設置基準等を見直すためであります。

工事請負契約について

桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事
- 2 契 約 金 額 4 億 1 5 0 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号  
近藤・西條・福島共同企業体  
代表者  
近藤工業株式会社

工事請負契約について

第 3 号ふ頭小型船だまり整備工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 第 3 号ふ頭小型船だまり整備工事
- 2 契 約 金 額 2 億 1 , 5 6 0 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号  
近藤・小田・みかみ共同企業体  
代表者  
近藤工業株式会社

令和 5 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 5 号

工事請負契約について

旧ごみ焼却場解体工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 旧ごみ焼却場解体工事
- 2 契 約 金 額 9 億 8, 2 1 9 万円
- 3 契約の相手方 札幌市中央区北 2 条東 1 7 丁目 2 番地  
岩田地崎・阿部共同企業体  
代表者  
岩田地崎建設株式会社

令和 5 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 6 号

### 小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 3 日 提出

小樽市議会議員	松	井	真美子
	同	酒	井 隆 裕
	同	高	野 さくら
	同	小	貫 元

### 小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から41年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持



込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

#### (目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

#### (非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使

用に協力しない。

- 2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。
- 3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

#### 附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

#### (提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

小樽市農業委員会委員の任命について

下記の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 7 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

北	島	吉	治
古	里	和	夫
佐	々	木	晴
岩	部	利	治
三	國	幸	一
川	畑	正	美
今	堀	政	藏
木	露	正	敏
本	間	俊	一
田	口	玲	子
浜	谷	礼	子
澤	田	幸	孝
長	多	誠	吉
吉	川	孝	一

令和 5 年  
小樽市議会

第 2 回 定 例 会

議案第 1 8 号

小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第  
4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 7 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

菰 田 尚 正

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 5 年 7 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

一 柳 富 佐 子  
池 田 道 弘